

## 新型コロナウイルス感染症対策における議会の支援に関する決議

新型コロナウイルス感染症の猛威は私たちの想像を遥かに超えるものとなり、市民生活や地域経済に深刻な影響を与えている。

長期による自粛生活により、感染拡大は収まりつつあるが、まだまだ予断を許さない状況が続いており、第2波・第3波の感染拡大が心配されるところである。

本市では、これまでの間、感染拡大防止や市民生活を支援する施策を実施してきた。また、今後の支援として、学校再開に伴う対応や飲食店等への支援、市民の外出支援など、日常生活や地域経済の回復支援への移行が図られている。

本市議会では、新型コロナウイルス感染症対策の経費に充てるため、政務活動費、委員会行政調査経費等の市議会活動費を削減し、これらの財源を本市独自の「子育て・勤労世帯に優しいまち」の支援事業、特に、未来を担う子どもたちに対する支援策へ優先的に費用充当を求めることとした。また、市長が提唱する「こどもは宝」の実現のためにも、市議会として支援できると考える。

よって、下記のとおり議会費における予算を凍結し、不用額とする。

### 記

1	議会費予算凍結合計額	4, 499, 360円
2	議会費予算凍結の項目別の額	
(1)	政務活動費（後期分）	1, 350, 000円
(2)	特別旅費	2, 936, 360円
(3)	議長交際費	50, 000円
(4)	研修等負担金	163, 000円

以上、決議する。

令和2年7月10日

尾張旭市議会

委員会提案第1号

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の特例を定める条例の制定  
について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和2年7月10日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長 川村 つよし

提案理由

この案を提出するのは、政務活動費について特例措置を講じるため必要があるからである。

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の特例を定める条例

令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間に係る政務活動費は、尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の規定にかかわらず、交付しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。